

昭和四年六月二十五日印刷納本
昭和四年七月一日發行

鮭 鱒 業 報

第一卷 第二號

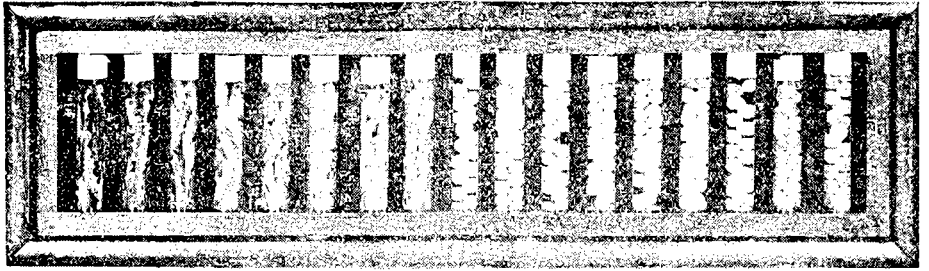
昭和四年七月一日

北海道鮭鱒孵化事業協會

(北海道廳水產課內)

目次

講演	西別孵化場鮭卵被害狀況……………	北海道帝國大學 水產專門部講師 武田志麻之輔 (一)
資料	西別孵化場鱒(櫻鱒)汎魚蓄養試驗……………	西別鮭鱒孵化場長 內海重左工門 (三)
會報	第一回總會の經過……………	(七)
雜報	新入會員……………	(一一)
會告	昭和四年度孵化事業打合會の概況……………	(一三)
	鱒孵化併置許可……………	(一〇)
	孵化場技術員異動……………	(一〇)
	寄附圖書……………	(一〇)
會告	一、會費納入方御願……………	三、質疑應答
	二、寄稿歡迎……………	六、會員募集
	四、受托事務……………	五、廣告引受……………
	七、孵化場寫真募集……………	



鮭發生標本實費配布

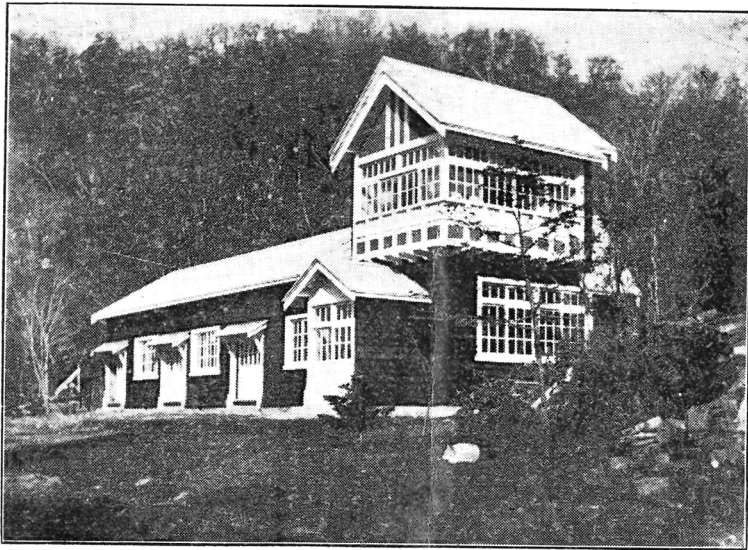
一組 金 五 圓 送 料 不 要

教育、學術、産業上の好資料たる鮭發生標本を作
製し前記實費を以て配付す、体裁優美にして室内
裝飾品としても好適す至急申込あれ

北海道鮭鱒孵化事業協會

北海道廳水産課内

支笏湖
ト
姫鱒
孵化場



昭和三年十月竣工姫鱒三百万粒孵化設備ヲ有ス
北海道水産試験場所屬

講 演

西別孵化場鮭卵被害狀況

北海道帝國大學
水産専門部講師

武田志麻之輔

(此の講演は去る六月十三日道廳水産課主催鮭卵孵化事業打合せの席上に於てなされたものである)

西別孵化場に於ける鮭卵被害に關し、之が調査方を水産試験場より委託せられ昨春より兩三回彼地に參り調査を致しました。その内昨年十二月上旬からは四十日程該場に滞在して主として、細菌の關係に對して調査を致しました。尙その傍ら一、二の事柄につきましても調べて見ましたからそれらの事を合せて少々申上げ度いと思ひます。

一、被害卵の經過狀況。卵子の害を受ける時期は一定せず、早きは孵化槽に收容後三週間に於て明に被害の症狀を認めます。その初期には肉眼的には見分け難く只顯微鏡によりて知り得るものなるがこれより稍進む時は指頭にて觸むに他の健全卵に比して軟かく感じます。之を確定的に檢するには勿論顯微鏡の力を借りなければなりません。更に症狀が進めば卵子の緊張味は益々少くなり、少々の壓力を加ふも容易に卵膜は破れる。此時に卵膜の縦斷面を作つて顯微鏡にて見れば綺麗な圓形の凹狀の缺傷を認めます。此狀態となれば卵膜を表面的に見ても椀狀の陥没缺傷を見ることが出來ます。更に症狀が進みますと若し卵子内の魚体が先づ出來て居る時であると内部の稚魚の運動によつて卵膜は容易に破れて頭部とか尾部とか又は頭尾兩部を露出します。而して頭部を先に出したものは多く死して助からぬやうであります。此狀態が孵出期に間近い時には普通より長き日數に亘つて辛うじて孵出を完了致します。それが孵出期に稍間のある時なれば盆中には前に申しました狀態の卵子の外に白色の死卵あり、死せる稚魚を藏する卵子あり、生きて居る卵子にても全く緊張を欠きて空氣のぬけたるゴム球の如くなります。而して盆の上には赤朱色の脂肪球浮き、又殆んど透明に近き粘液様の水生菌が附着して居ります。孵化槽の底は卵黄が白色となりて附着して孵化槽は甚だしく汚染せられ従つて一般に水生菌の發育は

旺盛であります。且つ悪臭を放つて居ります。孵出するものは殆ど稀れであります。發眼前後又は前に如斯なれるものは卵子は緊脹味を失ふて空氣のぬけたるゴム毬の如くなり甚だたく死卵續出して少しにても觸るればベタ／＼崩れ悪臭甚だしくして手の下し様なく放棄するより外致し方ありません。然らざれば下流の孵化槽に傳染します。

二、被害卵の初期の徴候。

被害卵の初期を察知する方法として次の三の場合があります。

- 一、孵化中に多数の死卵の續出する場合、確なる又は疑ふべき取扱上の缺點なきに死卵の續出する場合があります。
- 二、卵子を摘みて緊脹を欠き軟かく感ずる場合、母指、人差指及中指とにて孵化盆にあるものを水中にて其儘摘みて卵本来の緊脹味を欠き軟かく感ずる場合があります。但し水中より取出して行ふては不明です。
- 三、三百三十匁以下の壓力にて潰れる卵多き場合、卵子を三粒等距離に置きてその上に板をのせ更に加重して板の下

の卵子が一個にても潰れる時の目方を三にて割りてその目方が三百三十匁以下なる場合は卵子の多き孵化盆は被害せるものと見ることを得。

然し何れの場合にても被害を確定するには勿論顯微鏡によらなければなりません。

三、蛙卵卵膜の強さ(耐壓力)。

今回の西別孵化場の蛙卵の被害は卵膜の外部より浸蝕せらるゝものなれば卵膜はその爲めに健全なる卵の卵膜より壓力を加へらるゝ時は容易に潰るゝ理であります。それで任意の孵化盆より三個づゝとりて前述の如くして錘りを加へて潰して見たるに二十九組を行つた處平均一貫三百九十九匁で大体潰れました。それで一粒當りとするば四百六十六匁となり。今此平均數より小さかつたものは十二粒で平均三百三十五匁となりました。又平均數より大なるものは十七粒でその平均は五百五十八匁でありました。それで此卵膜の強弱は親魚の個体により又個々の卵によることならんも大体より見て弱き壓力にて潰るゝものは被害せるものと認め得る事實は顯微鏡的検査にて明でありますから私は前申した様に此三百三十匁以下にて潰れる様な卵膜の弱い卵の多いものは被害せるものと認め得らるゝものであらうと思ひます。

四、蛙卵卵膜被害簡易檢鏡。卵膜の浸蝕せられ居るや否を確定的に決定するには顯微鏡によらなければなりません。而してその逓査は又數回の練習によつて行ひ得るものでありますから次に簡單に申し上げます。

先づ初心の人は卵膜の内外を識別するのは困難でありますから卵子をそのまま過満飽酸加里の極稀薄な溶液に數分つけて卵膜の外部を淡黄褐色に染めます。それから卵膜を注意して破つて卵黄を出して清水中にて卵黄を振り洗ひして日本紙の間に挟んで水分をとりて未だ軟い内に西洋剃刀にて細い絲屑の様に切つて之を載物硝子(スライド、グラス)上に乗せ顯微鏡を使用して檢するのです。然る時は卵膜の外面の方は過満飽酸加里にて染つて黄色になつて居りますから内面の方とは容易に區別が出来ます。而して外面の方に圓形凹狀の缺傷があるか否かで浸蝕の有無を判斷するのであります。

五、分離せる細菌。細菌を三回に亘つて分離しました。而して九種の細菌を得ました。或は之には同一のものもあるかも知れませんが今は九種別々のものゝ様であります。その九種の内膠質を溶解するものが六種ありましてその内各細菌浸液を作りて卵を之に漬けて四十八時間以内に發眼卵を殺すものが五種で殺さないものは一種です。又膠質を溶解しないものは三種で四十八時間以内に發眼卵を殺すものは只一種で残り二種は卵を殺しません。卵を殺さないといふても前の一種と今の二種と都合三種は一週間各々細菌浸液にその儘つけて置いても發眼卵は死なないのです。それで大体から申しますと膠質を溶解する細菌と本蛙卵の疾病と關係がある様に思はれます。

六、再び卵膜の強さ(耐壓力) 千歳孵化場にて尙卵膜の強さについて田中作次郎氏創案の米穀検査器を利用して種々工夫して検査をしました。卵は初め百五十粒につき檢しました處最も強いものは五・六疋で初めて潰れ最も弱のは〇・八疋で潰れましたその平均は二・五四八疋でありまして最も多いのは二・〇疋から三・〇疋の間に潰れるものであります。それで蛙卵は大體二・〇—三・〇疋で潰れるものでありませう。

又千歳孵化場に西別孵化場に見ると同様の卵子を見出して之について檢しました處一は平均(十個)一・九三疋他は平均(十個)一・三七疋といふ平均二・〇疋より小なる壓力にて潰れることを知りました。

又第一回に行つた時より二週間以上の時日を経てから更に同様の検査を行へました而して一般に弱い壓力にて卵の潰れるものは卵膜の浸蝕せられて居るものでした。而して三百三十匁(一・二六疋)以下にて潰るゝものは被害し居るものであることを殆ど斷言し得る位でありました。(或は今少しく標準を高め得るかも知れませんが)

七、附一。臍囊の強さ(耐壓力) 孵出せるばかりの鮭稚魚の臍囊は何程の壓力に耐ゆるかを前述同様の器具にて檢せるに同器には感ぜなかつたのであります。それで稚魚の臍囊は非常に弱いものであることを知りました。

附二 死卵の卵膜の壓力に對する抵抗力。 檢卵を二日前に行つて後に新しく生ぜる死卵につきて前述同様潰してその幾程の壓力に耐するかを檢せしに初回に十五粒行へたるに平均一・二疋。後に十粒につき行へたるに〇・七一疋でありました。然るに採卵後三十一日經過して未だ採卵後檢卵を行はざるものより死卵を十粒とりて檢せるに平均〇・一七疋でありました。之は即ち古い死卵が交つて居る爲めで死卵が古くなれば種々の微生物に犯されて卵膜が弱くなつて居るのでありませう。

以上を以て私の講演は終りと致します。消毒に關係したことは一切省略致しました。此事に關しては明日御話があることになつて居ります。

資 料

西別鱒孵化場鱒(櫻鱒)親魚蓄養試驗

西別鱒鱒孵化場長 内 海 重 左 衛 門

櫻鱒の河川に浜上する時期は六月、七月等比較的早期であつて、此の時期には親魚は未だ未熟であるが、成熟する頃には遠く上流に逸散してしまふので從來此れを多数に捕獲し採卵する事は頗る困難な事であつた。そこで早期上流に浜上する以前に捕獲し、蓄養して成熟せしめ之れを採卵に供しようとして各孵化場で種々の蓄養槽、蓄養池等を造つて之れを試みたのであつたが、長期に亘る蓄養は徒に魚体を損傷疲弊せしめて何れも成功を見るに至らなかつた。然るに昨年西別孵化場では此の試験に非常な成功を收め、鱒親魚の蓄養に一新紀元を畫するに至つた。これは孵化事業に關係するものに取つて誠に良好なる參好であるので内海場長に寄稿を依頼し、此處に掲載した次第である。(編者誌す)

目 的

西別川鱒親魚の浜上は例年七月下旬より九月上旬に至るものなるも、浜上親魚の大半は未熟の魚み多く毎年殆んど採卵に供する能はず、事業中止のやむを得ざるに至りたること再三なり。故に此等狀況を考慮し、且つ又多数の卵子を採取せんと欲し左記の方法を以て之れを試験せり。

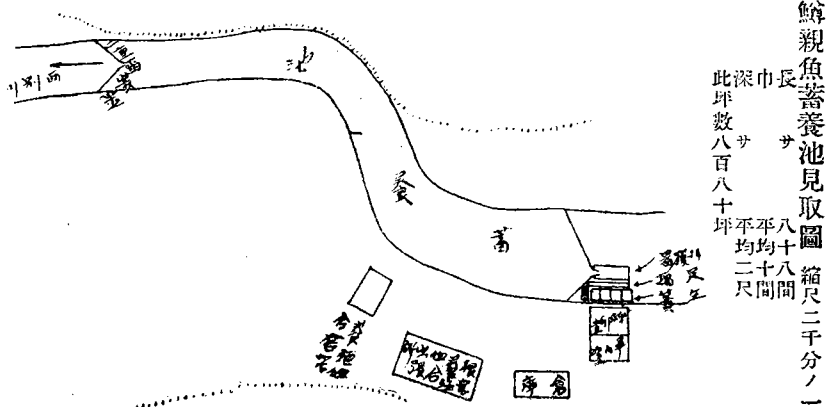
方 法

今回試験せる鱒親魚蓄養方法は現在木場附屬シワンプト採卵場内の捕獲場と、之れより下流八十余間の個所とに新設せる二重留との間、即ち西別川全川を親魚の蓄養池とするものにして、鱒親魚を自然と異ならざる状態に於て蓄養する事に成功せり。而して一度浜上せる親魚は再び流下する事能はざるの方法にして、此の使用面積は河巾平均十間、延長約八十八間、此の坪數八百八十坪水深平均二尺内外平均水温十二・一度(最高一六・五度最低七度)河底は小石及び小砂利、水勢極めて急流にして、親魚蓄養池としては理想的なる方法を選ばず至れり。

時 期

本試験の爲め昭和三年七月上旬より之に對する諸般の準備に着手し、同月下旬に於て既に親魚の捕獲場より上流へ浜上せざる程度の設備をなし、八月一日より完全に蓄養を見るに至れり。而して九月十九日鱒親魚捕獲採卵の終了と共に之を完了す、故に該試験は八月一日より九月十九日に至る五十日間とす。

親魚蓄養狀況



本年度西別川鱒親魚浜上は例年に比し余り良好ならず。浜上時期に雨天極めて少なく、従て河水減少し其の結果親魚浜上に至大の關係を及ぼしたるものゝ如く、而して七月下旬より順次上浜を見八月に入り二、三日より五、六日の期間最も盛況にして下流二重留に白晝競つて突入する壯觀を呈せり、然れども八月二十日以後は下流何れにも魚影を認むる事能はず、故に親魚は七月下旬より八月中旬の時期にて浜上終了せるものゝ如し。

蓄養せし親魚總数は雌雄合計三千六百八十八尾にして、八月十日より之れを捕獲し熟否を検査せしに左記の如く何れも未熟魚のみにて到底採卵に供する能はざるを以て、之れを再度放養し其の後時々之れを繰返し施行せり。

鱒親魚熟否検査数

月 日	雌	雄	調査尾数	成熟数	割合
八月九日	同	同	一〇〇尾	ナシ	〇%
同 十二日	同	同	五〇尾	三尾	六%
同 十五日	同	同	五〇尾	八尾	一六%
同 十八日	同	同	五〇尾	一二尾	二四%

以上の如く日を経過するに従ひ順次成熟魚の増加し来るを以て、八月二十日より愈々採卵を實行するに至れり。然れども捕獲中未熟魚ある時は之れを同じく下流蓄養池に放養しつゝ來りしも九月十二日以後は捕獲親魚中殆んど未熟魚を認めざるに至り、九月十九日を以て蓄養池内の親魚は全部捕獲終了と共に採卵を完了せり。

蓄養中に於ける親魚の状態は極めて良好にして蓄養中四、五尾の天然産卵を認めたるも其他に於ては殆んど異狀を呈する事なく、蓄養中最も恐るべき衰弱斃死負傷等は一尾も認めず、其の成熟實に豫想外の好成绩をあげるに至れり。

蓄養せる親魚は即ち捕獲數たる雌二千三百十四尾、雄一千三百七十四尾、合計三千六百八十八尾にして一坪平均四・二尾之れに蓄養せる日数は詳細不明なるも早きは二十日、遅きは三十日内外にして、完全に親魚成熟し採卵に何等支障なきに至れり。

結 果

今回の成績によれば蓄養中の親魚は何れも競つて水の交流水源等より上流の捕獲場附近に集合するを以て、之れ以上更

に多数の親魚を蓄養するも何等支障を生ずること無きものゝ如し。

尙一方蓄養を目的として河川の遮断を行ひたる爲め、流葉、流木、並に水勢と、之れに加ふるに親魚の堀返し等の爲め稍々もすれば捕獲装置を破壊せらるる恐あり、之れ等は相當考慮を要するものとす。今回蓄養鱒親魚捕獲採卵成績は、捕獲數雌二千三百十四尾、雄一千三百七十四尾合計三千六百八十八尾、内親魚として使用せるもの雌二千〇二十一尾、雄一千八百八十尾、計三千三百〇二尾、未熟魚百五十八尾(試験的捕獲數をも含む)六・八%、採卵數四百八十七万五千粒を收得せり。

會 報

第一回總會の經過

第一回總會は昭和四年六月十四日午前十時より北海道水産會樓上に於て開會せり。出席者小石理事長外五十八名にして諮問協議希望の各事項七件を審議研究し尙水産試験場大野技手の西別孵化場被害卵消毒試験に關する講演を聴き午後四時閉會せり。

出席者氏名

理事長	北海道廳水産課	小石 季一
理事	北海道水産試験場	森 脇 幾 茂
同	北海道廳水産課	半 田 芳 男
同	尻別川鮭鱒人工孵化組合	佐 藤 壽 治
同	高木 爲 吉	野 口 正 樹
同	壽都歌葉兩漁業組合	

檜山郡上ノ國村	加 賀 富 三
上磯郡知内村	大 野 重 三
同	林 農 夫 孝
遊樂部鮭魚蕃殖組合	齋 藤 憲 彰
同	渡 邊 定 吉
洞爺湖漁業組合	石 井 米 太 郎
長流鮭人工孵化組合	蛭 谷 幸 一 郎
膽振水産會	近 江 義 雄
同	村 井 義 雄
同	毛 利 八 百 藏
日高水産會	本 庄 英 次
同	荒 木 勝 二
三石漁業組合	齋 藤 直 次 郎
同	池 田 信 太 郎
日高水産會三石支部	武 林 龜 太 郎
新冠漁業組合	藤 原 初 太 郎
萩伏漁業組合	小 出 谷 政 二

靜内漁業組合	會我部 齊治	北海道廳千歲鮭鱒孵化場	菊地 覺助
十勝外四郡鮭鱒養殖水産組合	水澤 一郎	同	小林 教司
同	鴨川 豐	北海道廳西別鮭鱒孵化場	内海 重左衛門
厚岸水産會	淺野 政勝	同留別鮭鱒孵化場	石井 久治
根室鮭鱒養殖水産組合	小池 仁郎	北海道水産試験場	飛鳥 貫治
同	古澤 鴻三	同	大野 磯吉
泊鮭人工孵化場	松崎 榮次	同根室支場	田中 林藏
擇捉島水産會	篠崎 彦四郎	北海道帝國大學水産専門部	武田 志麻之輔
有前鮭鱒人工孵化場	八木澤 繁次	北海道廳水産課	谷脇 重助
網走外二郡鮭鱒養殖水産組合	野坂 良吉	同	齋藤 光雄
同	梅澤 久次	同	野田 信俊
紋別鮭鱒養殖水産組合	大西 眞平	同	山本 信
同	大道寺 政治	同	前田 敬次郎
枝幸漁業組合	三浦 重吉	臨席官	新井 藤一郎
天鹽鮭鱒養殖水産組合	石澤 初次郎	諮問事項	
釧路水産會	吉田 爲造	鮭鱒漁業合同經營ニ關スル件	
同	富浦 富之助	左記十三名ノ委員ニ附託シ審議シ次ノ如ク決議セリ	
札幌市北三條東六丁目	山本 勝見	一、鮭鱒漁業合同調査會ヲ設立スルコト	
千歲孵化場	波多野 安吉	二、調査會設立ニツキ準備委員ヲ置キ準備委員ノ提案ニ基	
根室支廳	瀬谷 求馬	キ會長之レヲ決定ス	
網走支廳	根本 壽行	準備委員ノ數及氏名ハ本答申委員全部ヲ以テ之ニ充ツ	
浦河支廳	横山 裕		

三、鮭鱒漁業合同ノ機運ヲ促進スル爲メ可成速ニ關係ノ團體及漁業者ニ勸誘狀ヲ發スルコト

委員(イロハ順)

- 石澤初次郎(天鹽)半田 芳男(協會)吉田 爲造(釧路)
- 野坂 良吉(網走)大西 眞平(紋別)近江幸一郎(膽振)
- 八木澤繁次(擇捉)小石 季一(協會)小池 仁郎(根室)
- 新井藤一郎(水産課)齋藤直次郎(三石)水澤一郎(十勝)
- 森脇 幾茂(協會)

協議事項

- 一、昭和四年度事業計劃
- 一、會報發行
- 本年度ハ七月ヨリ隔月一回「鮭鱒彙報」ヲ發行ス
- 二、昭和四年度收支豫算

科目	本年度豫算	前年度豫算	増	減
會費	1,200	1,200	0	0
鮭鱒生標本代	1,700	1,700	0	0
養鱒賣却代	300	300	0	0
補助金	200	100	100	0
雜收入	1,100	1,120	-20	0
計	3,500	3,520	-20	0

臨時出版

本會ノ目的ヲ達スルニ必要ト認ムル印刷物ヲ刊行ス

三、鮭鱒生標本

前年度ニ於テ準備ヲ整ヘタルモノヲ普ク配付セントス

四、ヤマベ養成試験

鮭鱒孵化場養魚池ハ夏季ヨリ初冬ニ亘リ空シク放置セラ
ル、ヲ以テ之ヲ利用シ其ノ收益ヲ以テ孵化事業ノ經費ヲ
補助スルハ適切ナル措置ト認ムルモ其ノ實施ニハ幾多ノ
研究ヲ要スル事項アリ直チニ普及セシメ難キニヨリ本會
ニ於テ千歲鮭鱒孵化場養魚池ヲ借用シ之ヲ試ントス
原案可決

要

摘
一種會員三十七名 一、二〇〇圓
二種會員 百名 二〇〇圓
五百組、一組三圓五十錢ノ割
一万尾、一尾三錢ノ割
地方費補助
孵化場設計料、印刷物賣却代、利息、寄附金等

科 目	本年度豫算	前年度豫算	増	減
諸 務 給 費	300	200	100	
旅 費	280	100	180	
需 用 品 費	150	50	100	
通 信 通 報 費	60	50	10	
事 業 費	3,100	200	2,900	
印 刷 費	750	150	600	
會 議 費	300	300	0	
鮭 發 生 標 本 費	1,750	100	1,650	
養 鱒 試 驗 費	300	150	150	
雜 費	200	100	100	
交 際 費	300	200	100	
豫 備 費	4,100	1,200	2,900	

支 出

摘

要

役職員手當、寄稿謝禮	
役職員旅費五回一回三十圓ノ割	
備品及消耗品	
會報六回延三千部一部十五錢ノ割	
臨時出版物二回延一千部一部三十錢ノ割	
總會一回出席者六十名一名五圓ノ割	
製作者二百五十圓、一組三圓五十錢	
宣傳費二百五十圓	
宣傳費二百五十圓、一人一圓五十錢ノ割	
人夫賃百人、一人一圓五十錢ノ割	
餌料費二百圓一貫五十錢ノ割、雜費五十圓	

原案可決

二、毒劇素放流防止ニ關シ相當施設ヲ勵行セシムルノ件

(釧路水産會提出)

當局ニ於テ一層考究スルト共ニ各種障害ノ事實ヲ集メテ協
會ヨリ農林大臣ヘ具陳スルコトニ決定セリ

希望事項

一、入會勸誘ニ關スル件

二、鮭發生標本宣傳ニ關スル件

三、稚魚漁獲防止ニ關スル件(厚岸水産會提出)

以 上

新 人 會 員

五月以後本會に入會せるものの住所、氏名次の如し。

(二種會員)

札幌市南九條西六丁目荒井吉太郎方 北海道廳技手前田敬治郎	千歲郡千歲村	千歲郡千歲村	樋 熊 幹三郎
虻田郡辨邊村字オノケシ	漁 業	草 野 浩 志	
虻田郡虻田村	同	松 本 國 勝	
同郡同村	同	吉 田 岩 次 郎	
同郡辨邊村大字禮文	同	山 木 安 太 郎	
同郡虻田村	同	星 文 炳	
同郡同村	同	川 又 利 三 郎	
浦河郡萩伏村	萩伏漁業組合書記	小 出 谷 政 二	
十勝郡大津村大字厚内	十勝外四郡鮭鱒養殖水産組合	水 澤 一 郎	
同郡同村大字大津村	評議員	界 千 代 吉	
三石郡三石村	同	山 口 慶 介	
根室郡標津村	三石孵化場技術員	富 永 眞 佐 利	
日高郡沙流郡佐瑠太村	當幌孵化場技術員	宮 内 彌 五 郎	
同郡同郡門別村	漁 業	高 木 勉	
同郡同郡佐瑠太村	沙流漁業組合長	島 田 庄 作	
同郡同郡同村	漁 業	比 岡 五 郎	
浦河郡浦河町	同	浦 河 支 廳 技 手	
札幌市北四條西七丁目一	孵化器商	大 林 長 兵 衛	

札幌市北一條西十五丁目一 北海道帝大農學部助教 武田志麻之輔

浦河郡浦河町浦河支廳	日高水産會主事	本 庄 英 次
稚内町宗谷支廳	北海道廳技手	三 宅 陸 夫
根室町根室支廳	北海道廳技手兼屬	瀨 谷 求 馬
上磯郡知内村	知内孵化場技術員	林 農 夫 孝
勇拂郡苦小牧町沼端	勇拂孵化場員	宮 崎 榮 次 郎
三石郡三石村	三石漁業組合書記	竹 林 龜 太 郎
同郡同村	同	池 田 信 太 郎
白老郡白老村大字敷生村	敷生孵化場技術員	毛 利 八 百 藏
紗那郡紗那村	擇捉水産會主事	篠 崎 彦 四 郎
同郡同村大字別飛村	別飛孵化場技術員	水 戸 部 勝 次
擇捉郡留別村字老門村	老門孵化場技術員	吉 田 武 一
紗那郡紗那村字ドロメナ	紗那孵化場技術員	河 久 津 久
擇捉郡留別村大字老門村	老門孵化場技術員	吉 田 武 夫
同郡同村大字同	同	辻 民 治
紗那郡紗那村大字有萌	有萌孵化場技術員	郡 山 甚 四 郎
同郡同村大字同	同	白 井 義 雄
藻取郡藻取村	比良糸孵化場技術員	松 原 庄 介
山越郡八雲町	遊樂部鮭魚養殖組合理事	齋 藤 憲 彰
同郡同町	同	渡 邊 定 吉
高島郡高島町水産試驗場	北海道廳技手	山 口 濟
網走郡網走町網走支廳	同	根 本 壽 行
檜山郡上ノ國村	上ノ國孵化場技術員	加 賀 富 三
浦河郡萩伏村八番地	同	萩 伏 漁 業 組 合

(一種會員)

昭和四年度孵化事業打合會の概況

道廳水産課主催本年度道内鮭鱒孵化事業打合會を北海道水産會樓上に於て六月十三日十四日の兩日に亘り開催せられた。其の概況左の通りである。

一、出席者

尻別川鮭鱒人工孵化組合
同組合孵化場技術員
高木爲吉
野口正樹
加賀富三
大野重三
林農夫孝
齋藤憲彰
渡邊定吉
石井幸一郎
近江幸一郎
村井義雄
毛利八百藏
齋藤主計
本庄英次
荒木勝二

三石漁業組合長
同書記
日高水産會三石支部主事補
荻伏漁業組合
新冠漁業組合
十勝外四郡鮭鱒養殖水産組合
同組合孵化場技術員
厚岸水産會
釧路水産會
根室鮭鱒養殖水産組合長
同組合書記長
泊孵化場經營者
樺太水産會主事
有崩孵化場經營者
網走外二郡鮭鱒養殖水産組合長
同主事
紋別鮭鱒養殖水産組合主事
枝幸漁業組合長
根室支廳屬
網走支廳屬
浦河支廳屬
北海道廳千歲孵化場長
同西別孵化場長
同留別孵化場長

齋藤直次郎
池田信太郎
武林龜太郎
小出谷政二
藤原初太郎
水澤一郎
鴨川豊
淺野政勝
吉田爲造
小池仁郎
古澤鴻三
松崎榮次
篠崎彦四郎
八木澤繁次
野坂良吉
梅澤久次
大道寺政治
三浦重吉
瀬谷求馬
根本壽行
横山裕
菊池覺助
内海重右門
石井久治

北海道水産試験場長

同技師

同技手

同

同根室支場技手

産業部長

水産課長

水産課技師

同技手兼屬

同技手

同

同農林技手

北海道帝國大學農學部助教授

二、附議事項及結果

1 諮問事項

1 保護區域ノ指定ニ關スル件

說明

北海道漁業取締規則第四十三條ニヨリ指定セラレタル

保護河川湖沼ノ區域及期間ニ關シ前年度ノ実績ニ鑑ミ

改善ヲ要スル點ノ有無ニ就キ意見ヲ諮ス

結果

出席者ヨリ各關係河川湖沼ニ付ソレゾレ答申アリタリ。

2 民營孵化事業經濟狀態改善ニ關スル件

說明

民間孵化場中ニハ經營難ニ陥リツ、アルモノ少ナカラズ、之レガ依テ來タル原因ヲ除キ打開ノ方策ヲ確立シ經濟狀態ノ根本的改善ヲ圖ルハ目下ノ急務ト認ム、依テ右ニ關スル適切ナル意見ヲ求ム。

結果

右ニ對シ左ノ如ク答申アリタリ。

民間孵化事業經濟狀態改善ニ關シテハ左記方法ニヨラ

レタシ

一、補助金交付額ノ増加

二、孵化事業ニ對シテハ特ニ高率ノ補助金ヲ與ヘ

レタシ

三、技術員ノ給料ヲ半額補助セラレタシ

四、密漁取締員ヲ道廳ヨリ派遣セラレタシ

五、低利資金借入ノ途ヲ開カレタシ

六、保護區域及河川内ノ漁業ヲ更ニ制限又ハ整理セ

レタシ

協議事項

1 鱒採卵數ノ増加ニ關スル件

說明

本件ニ關シテハ昭和二年度本會議ニ於テ注意事項トシ

テ提出シタルモノナルモ、從來ノ實績ニ徴スレバ鮭探
卵數ハ漸次増加ノ傾向アルモ鱒探卵數ハ其ノ増加率少
キハ遺憾ニ堪ヘザル處ナレバ其ノ對策ニツキ協議セン
トス

結 果

右ハ別ニ決議ノ形式ニ依ラズ意見ノ交換ニ止メタリ。
尙未打合會に於テ道廳より指示せる事項三件注意事項十
件あつた。即ち次の通りである。

指 示 事 項

- 1、孵化場ノ新設、増設、改造ニ關スル件
昭和五年度ニ於テ新設、増設、改造ヲ爲サムトスルモノ
ハ其ノ内容及豫算ノ概要ヲ來ル七月末日迄ニ申出ルコト
- 2、孵化實習生ニ關スル件
昭和四年度ニ於テ民營孵化場技術員養成ノタメ千歲鮭鱒
孵化場ニ於テ實習生ヲ入場セシムル豫定ナレバ鮭鱒孵化
實習生規程ニヨリ十月三十一日限り出願スルコト
- 3、孵化事業費ニ對スル獎勵金請求方ニ關スル件
イ) 請求書ノ用紙ハ總テ半紙ヲ用テラレ度
ロ) 請求書ノ様式ハ左記ニ依リ正副二通トスヘシ
(様式、用紙半紙)

一金 圓也 請求書

但シ昭和 年 月 日付産水第 號指令水産獎
勵金

右 請 求 候 也

昭和 年 月 日

() 郡 () 村 () 番地

() 組合

組長 氏 名 印

北海道廳長官 殿

(ハ) 精算書ノ様式ハ獎勵規程ニ規定アルモ會計事務上必要
アルヲ以テ爾今左記様式ニ依リ正副二通トスヘシ

(様式、用紙半紙)

() 人工孵化放流事業收支精算書

昭和 年度(自 月 日至 月 日)

歳 入

科目	精算額	豫算額	對 比		附 記
			増	減	
何々					
補助金	100,000				
合計					

備考 補助金精算額欄ハ朱書スヘシ

支 出

科 目	精 算 額	査 定 額	豫 算 額	豫算ニ對スル對比		附 記
				増	減	
何々	1,000,000	1,000,000	200,000	100,000		
何々	200,000		200,000		100,000	
合 計	1,200,000	1,000,000	1,200,000			

精算額金壹千五百圓也

内

金壹千圓也

金五百圓也

右ノ通り相違無之候也

査定費目ニ對スル精算額

査定費目以外ニ對スル精算額

何々 水産組合

組長

氏

名

印

注 意 事 項

- 1、孵化事業ニ對スル障害調査ニ關スル件
近事各種産業ノ勃興ニ伴ヒ孵化事業ニ及ホス障害益々深
甚ヲ加フル狀勢ナレバ孵化場關係者ハ其ヲ未前ニ防止ス
ルコトニ勉メ不幸ニシテ障害ヲ蒙リタル場合ニハ其ノ狀
況ヲ精細ニ調査シ速ニ之レヲ報告スルコト
- 2、移殖種卵ノ取扱方ニ關スル件
官營孵化場ヨリ分與テ受ケタル移殖種卵ノ孵化成績ヲ檢

スルニ取扱ノ不誠意、怠慢等ノタメ不良ナルモノ往々ア
ルヲ以テ注意セラレ度シ

3、種卵ノ移入、分讓ニ關スル件

種卵、種苗ノ移入、分讓ヲ爲サントスルモノハ北海道人
工孵化事業取締規則第十二條ニヨリ許可ヲ受クベキ規程
ナルニ拘ラズ往々之ヲ忘リ然モ報告サヘ爲サザルモノア
リ、爾今注意ヲ要ス

4、捕獲探卵日報ニ關スル件

前年度ノ實績ニ徴スレバ日報ニ關シ(一)報告ヲ遲滯スルモノ(二)數日乃至十數日分ヲ纏メテ投函スルモノ(三)鮭鯿ノ種類ヲ明記セザルモノ(四)捕獲場所ヲ明示セザルモノ(五)數字ヲ著シク誤差アルモノ等アリ特ニ注意セラレ度

5、親魚捕獲ノ無届休業ニ關スル件
親魚捕獲ヲ無届ニテ休業スルモノ往々アリ殊ニ鯿親魚捕獲ニ於テ多シ斯クテハ事業ノ取締獎勵ノ趣旨ニ添ハサルモノナレハ注意セラレ度

6、技術員ノ採用解任ニ關スル件

孵化場技術員ノ採用解任ヲナサムトスルトキハ認可ヲ要スル規程アルニ拘ラス事後ニ於テ届出又ハ報告ヲナスニ止マルモノ甚シキハ之レサヘ爲サザルモノアリ爾今注意セラレ度

7、水産獎勵金下附願書添付書類ニ關スル件

孵化事業費ニ對スル水産獎勵金下附願ニ添付スヘキ事業計劃書(昭和三年六月開催ノ本會議ニ於テ様式ヲ指示セリ)及收支豫算書ハ今尙様式ニ依ラサル尙アリ又總豫算書ノ添付ナキモノアリ支障不尠ニ付爾今特ニ注意セラレタシ

8、豫算決算ニ關スル件

孵化事業豫算決算ハ北海道人工孵化事業取締規則第十條第四項ニヨリ前者ハ三月末日後者ハ七月末日迄ニ報告ス

ル規程ナルモ期日ヲ後レ提出スルモノアリ甚シキニ至リテハ提出セサル尙サヘアリ爾今注意セラレ度

9、親魚捕獲願書添付圖面ニ關スル件

從來親魚捕獲願書添付圖面ハ概シテ不正確ナルモノ多シ文書照復ニ時日ヲ要シ往々其ノ時期ヲ逸スルコトアリ。爾今正確ナル圖面ヲ添付シ且ツ必ス左記事項明記スルヲ要ス

- 一、圖面ニハ縮尺ヲ明記スルコト
- 二、捕獲場所ノ地名(何村大字何々) 三、捕獲區域(何村大字何々字何々(日字何々) 字何々) 四、(何村大字何々) 五、(何村大字何々) 六、(何村大字何々) 七、(何村大字何々) 八、(何村大字何々) 九、(何村大字何々) 十、(何村大字何々) 十一、(何村大字何々) 十二、(何村大字何々) 十三、(何村大字何々) 十四、(何村大字何々) 十五、(何村大字何々) 十六、(何村大字何々) 十七、(何村大字何々) 十八、(何村大字何々) 十九、(何村大字何々) 二十、(何村大字何々) 二十一、(何村大字何々) 二十二、(何村大字何々) 二十三、(何村大字何々) 二十四、(何村大字何々) 二十五、(何村大字何々) 二十六、(何村大字何々) 二十七、(何村大字何々) 二十八、(何村大字何々) 二十九、(何村大字何々) 三十、(何村大字何々) 三十一、(何村大字何々) 三十二、(何村大字何々) 三十三、(何村大字何々) 三十四、(何村大字何々) 三十五、(何村大字何々) 三十六、(何村大字何々) 三十七、(何村大字何々) 三十八、(何村大字何々) 三十九、(何村大字何々) 四十、(何村大字何々) 四十一、(何村大字何々) 四十二、(何村大字何々) 四十三、(何村大字何々) 四十四、(何村大字何々) 四十五、(何村大字何々) 四十六、(何村大字何々) 四十七、(何村大字何々) 四十八、(何村大字何々) 四十九、(何村大字何々) 五十、(何村大字何々) 五十一、(何村大字何々) 五十二、(何村大字何々) 五十三、(何村大字何々) 五十四、(何村大字何々) 五十五、(何村大字何々) 五十六、(何村大字何々) 五十七、(何村大字何々) 五十八、(何村大字何々) 五十九、(何村大字何々) 六十、(何村大字何々) 六十一、(何村大字何々) 六十二、(何村大字何々) 六十三、(何村大字何々) 六十四、(何村大字何々) 六十五、(何村大字何々) 六十六、(何村大字何々) 六十七、(何村大字何々) 六十八、(何村大字何々) 六十九、(何村大字何々) 七十、(何村大字何々) 七十一、(何村大字何々) 七十二、(何村大字何々) 七十三、(何村大字何々) 七十四、(何村大字何々) 七十五、(何村大字何々) 七十六、(何村大字何々) 七十七、(何村大字何々) 七十八、(何村大字何々) 七十九、(何村大字何々) 八十、(何村大字何々) 八十一、(何村大字何々) 八十二、(何村大字何々) 八十三、(何村大字何々) 八十四、(何村大字何々) 八十五、(何村大字何々) 八十六、(何村大字何々) 八十七、(何村大字何々) 八十八、(何村大字何々) 八十九、(何村大字何々) 九十、(何村大字何々) 九十一、(何村大字何々) 九十二、(何村大字何々) 九十三、(何村大字何々) 九十四、(何村大字何々) 九十五、(何村大字何々) 九十六、(何村大字何々) 九十七、(何村大字何々) 九十八、(何村大字何々) 九十九、(何村大字何々) 一百、(何村大字何々)

01、孵化事業ニ關スル諸願書提出ニ關スル件

孵化事業ニ關スル諸願書ニシテ不備誤謬等ノ存スル場合ニ於テハ訂正變更等ノ爲メ願書ノ返戻スルヲ必要トスルモノアリ。又直チニ許可シ得ルモノト雖モ許可條件ニヨリテハ事業準備ニ相當ノ日數ヲ要スルモノアリトス、然ルニ屢々事業開始期ニ切迫シテ出願スル尙少ナカラズ、斯ル場合ニハ便宜上出願者ノ出頭ヲ促シ變更、訂正等ヲナサシメ事業上支障ナカラシムルコトニ勉メツ、アリタル所ナルモ指令條件ニ從テ完全ニ事業準備ヲナシ得ザル場合アリ。且ツ一面出頭スル爲ニハ無益ノ經費ヲ要シ遺憾ナリ、依テ爾今願書類ハ事業開始以前相當ノ期間ヲ置キテ提出セラレ度

尙本打合せに際し民間事業關係者より次の如き希望事項の提出があつた。

希望事項

一、捕獲探卵日報に付ては前年度の成績如何、右は到底厳正に日報することは事實上不可能に付旬報に改められんことを望む。

二、親魚捕獲方法は「ウライ」「曳網刺網等をも同一個所に許可せられんことを望む。

三、目梨郡忠類村忠類川「イクショーマーナイ」分岐點下流忠類川に於て捕獲場許可せられたるに付保護區域を同所より上流二千間より下流全部を指定せられん事を望む。(鮭鯿に對し)

四、從來親魚捕獲場は一定の箇所を指定し許可を得來りたるも、聞く處に依れば場所一定せざるも假令何川分岐點より下流五百間乃至千間として其の間は何れの個所にても自由に捕獲装置を爲し得る様許可せらるゝ哉の説あり果して然らば其間隔は最高限度何間位迄なる哉、若し許可せられたることなしとせば水害其他の事故に依り捕獲装置破壊せられたる場合更に出願許可手續を爲す間に多數の親魚を上流に逸するは明かなるを以て尠くも一千間位の間は何れの個所にも自由に捕獲装置を爲し得る様許可を與へられんことを望む。

五、既に指定せられたる取締規則第四十三條の保護期間は罾に付ては事實上遅れ居るを以て遅くも六月十五日よりと繰上げ改正せられん事を望む。

六、取締規則第三十三條(五)罾四寸未満のものは採捕する得ざるも四寸以上は釣獲し得るを以て之が取締極めて困難なるのみならず一旦釣獲せざれば四寸未満又四寸以上なる事を知る能はず釣獲して始めて四寸未満なる事を知り釣より取り離し川中に放つ間に既に多くは活力無きに至り一面釣獲されたものは實際上之を河中に放つ事は爲し得ざるを普通とするが故に四寸以上の釣獲を許さるゝ間は殆んど効無きことを立證す依つて少くも四月一日より七月三十一日迄は四寸以上と雖も絶対捕獲禁止し其以外の期間は總捕獲し得る事とせば取締も困難ならず保護の効力も多からんと認めらるゝを以て之を改正せん事を望む。

七、土木工事取締規則に依る孵化用親魚捕獲場の河川工事施行は僅かに一ヶ年の許可にして毎年此の種の許可手續を爲すは頗る煩雜なるを以て出願當時より變更の場合には更に變更願又は届出を成す事とし捕獲許可期間有効と認めらるゝ様せられん事を望む。

八、保護區域明示の標柱を建設せられん事を望む告示に依る川口より上流何間又は河川合流點より河口までとある

も右は正確に其の位置を定めるにあらざれば取締上困難にして河口の如きは潮の満干により甚だしく相違あり且つ上流何間の地點に對しても夫々調査せられ標柱を以て指示し一般捕獲者に周知せしむるは肝要ならんと認むるに依る。

九、保護河川に流入する各工場よりの排水は嚴重に取締せられん事を望む。
 (以上根室鮭鱒養殖水産組合提出)

十、北海道漁業取締規則第三十三條五項の鱒全長四寸未満と六項鮭六寸未満の寸法の二項を削除せられんことを望む。

十一、北海道漁業取締規則第三十五條中に左の二項を加へられたき事を望む。

- 一、釣
- 二、投網

十二、北海道漁業取締規則第三十九條中廢液の次に「牛馬放牧」の一項を加へられたきことを望む。
 (以上十勝外四郡鮭鱒養殖水産組合提出)

十三、親魚捕獲の爲め河川内に土木工事を施行するには從來年々許可を受くるを要し居るも親魚捕獲には當然河川に土木工事を施す必要あるを以て右兩者の許可を區別せず親魚捕獲の許可のみにて土木工事をなし得らるゝ様改

左記

灌溉溝別	鮭産卵數	鱒産卵數
本流遠廻灌溉溝分	一、三、〇〇、〇〇〇	一、二、〇〇、〇〇〇
支川社名淵川同上	一、六、〇〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇
支流生田原川同上	一、五、〇〇、〇〇〇	二、五〇、〇〇〇
計	四、五、〇〇、〇〇〇	五、七〇、〇〇〇

第一表

湧別川鮭鱒親魚浜上數及上流天然産卵數調

年次	鮭親魚浜上數	鮭産卵數	鱒親魚浜上數	鱒産卵數	備考
大正十二年	四、八、一、三、七	一、五、〇〇、〇〇〇	九、九、七、〇	一、五、〇〇、〇〇〇	産卵數ハ社名淵川上流ノ本支川ト
同十三年	四、四、四、三	一、三、〇〇、〇〇〇	九、九、七、〇	一、五、〇〇、〇〇〇	
同十四年	一〇、四、五、五	一、三、〇〇、〇〇〇	六、四、二、二	一、五、〇〇、〇〇〇	
同十五年	一〇、二、二、一	一、三、〇〇、〇〇〇	一〇、七、七、四	一、五、〇〇、〇〇〇	
昭和元年	一〇、二、二、一	一、三、〇〇、〇〇〇	一〇、七、七、四	一、五、〇〇、〇〇〇	
同二年	一〇、二、二、一	一、三、〇〇、〇〇〇	一〇、七、七、四	一、五、〇〇、〇〇〇	
同三年	一〇、二、二、一	一、三、〇〇、〇〇〇	一〇、七、七、四	一、五、〇〇、〇〇〇	
平均一ケ年	一、三、九、〇、〇〇〇	一、六、七、五、〇〇〇	一、六、四、〇、〇〇〇	一、六、四、〇、〇〇〇	

第二表

昭和二年湧別川鮭天然産卵數調

順番	産卵所	産卵數
一	支川サナフチ川三十一號線ヨリ三十四號線迄	三〇〇、〇〇〇
二	同	三〇〇、〇〇〇
三	灌溉溝取入口ヨリ下社名淵迄	六〇〇、〇〇〇

正せられんことを希む。
 十四、親魚養其の他孵化事業に關する試験的事業に對しては補助金交付率の増加を希む。
 十五、灌溉溝の設置により鮭鱒増殖の被害左記の如く甚大なりよろしく當局に於ては此の被害除去の爲め充分御考慮あらんことを望む。
 (網走外二郡鮭鱒養殖水産組合提出)

記

湧別川各灌溉溝鮭鱒養殖の被害調

當川鮭鱒親魚の浜上は別紙第一表の如くなるも支流生田原川の灌溉溝設置と共に同支流の鱒親魚の浜上減少し居り其の上天然産卵をなしたる鱒稚魚は五六月の用水時に際し灌溉溝に流入するもの多數にして其の被害多大なりとす。

今回設置せられたる湧別川本流及支流社名淵川の灌溉溝は其の害甚大にして第四表の人工孵化に對し障害は勿論なるも上流天然産卵の鮭鱒稚魚は殆んど全滅せんとするものにして今其數を具体的に示さば比較的平年に近き昭和二年の上流に於ける鮭産卵數を調査したるに第二表の如く壹千四百五十五万粒にして鱒は昭和三年度の分を調査したるに第三表の如く壹千八百五十万粒なりとす是れを各灌溉溝別に示せば左の如し。

順番	灌溉溝	産卵數
三	平野澤附近	一、〇〇、〇〇〇
四	上社名淵附近	三〇〇、〇〇〇
五	南ノ澤	一、〇〇、〇〇〇
六	サナフチ川計壹百六拾五万粒	一、〇〇、〇〇〇
七	本川サナフチ川口附近二十八號線ヨリ三十號線迄	一、〇〇、〇〇〇
八	學田附近	一、〇〇、〇〇〇
九	生田原川口附近	一、〇〇、〇〇〇
一〇	湧別本川生田原川口附近ヨリ巖望橋迄	一、〇〇、〇〇〇
一一	遠輕ヨリ野上迄	一、〇〇、〇〇〇
一二	野上ヨリ發電所下迄	一、〇〇、〇〇〇
一三	發電所下ヨリセトセ堰堤迄	一、〇〇、〇〇〇
一四	金谷橋ヨリ丸瀬布迄	一、〇〇、〇〇〇
一五	丸瀬布ヨリ上流全部ニ對シ	一、〇〇、〇〇〇
本川小計		一、〇〇、〇〇〇
合計	壹千四百五拾五萬粒	一、〇〇、〇〇〇

第三表

昭和三年湧別川鮭天然産卵數調

サナフチ川口附近より上流の部

- 一、支川サナフチ川 二百萬粒
 - 二、支川生田原川 二百五十萬粒
 - 三、本流、サナフチ川口附近ヨリ上流合計 一千四百萬粒
- 但シサナフチ、生田原ノ二支川ヲ除ク

鱒産卵床は本支川共鮭と同一場所なりと雖も概して上流の各小川に多く其の場所別の如きも鮭より多く煩雜なるを以て省略し左に大別したり。

第四表

湧別川鮭鱒人工孵化数調

年次	鮭採卵数	鮭稚魚放流数	鱒採卵数	鱒稚魚放流数	備考
大正十二年	二、五三、〇〇〇	三、一七、四六六	—	—	鱒採卵
同十三年	一五〇、〇〇〇	一四八、七三三	—	—	鱒採卵
同十四年	三、〇三、〇〇〇	二、六二、一〇〇	—	—	鱒採卵
同十五年	五、七〇、〇〇〇	五、四〇、三三三	—	—	鱒採卵
昭和元年	二五〇、〇〇〇	二〇八、九六七	—	—	鱒採卵
同二年	二五〇、〇〇〇	—	—	—	鱒採卵
同三年	五三三、〇〇〇	四二二、五三七	—	—	鱒採卵

三、講演

尙此打合會に於て北海道帝國大學水産専門部講師武田志麻之輔の左記講演があつた。

題目 西別孵化場鮭卵被害狀況

鱒孵化併置許可

六月七日根室鮭鱒養殖水産組合經營羅日孵化場へ五百万粒の設備を以て鱒孵化事業の併置を許可せらる。

する事となり、細菌の發生を防止し得て孵化成績を向上せしめる事が出来る」と云ふ、此の二つの大きな長を有するのである。

食鹽水利用の檢卵の基礎は極めて簡單な事實から成り立つて居るのであつて、即ち健全卵は死卵に比して比重が大であること、而して此の二つの卵の比重の中間に位する食鹽水を作れば之れによつて健全卵と死卵とを分ける事が出来る」と云ふ事に基いたものである。以下簡單に食鹽水を用いて檢卵を行う方法に就て書いて見る。

先づ此の作業の爲に準備する事を要するものは、長四呎巾二呎二分の一、深さ一〇吋の容積を有する木製の「タンク」一個、次に鷺の羽で作つた箒、及び死卵を掬取る小さな掬網、これだけの道具を揃へて置いて、初めに木製「タンク」に豫ねて試験して適當な濃度に作つて置いた食鹽水を充たして置き、次に檢卵すべき卵を孵化槽から取り出し盆のまま此れを食鹽水中に極めて靜かに入れる。すると健全卵は依然として盆の上に残つて居るが死卵はすべて水の上に浮き上る、之の死卵を靜かに箒等を以て一方の隅に箒き寄せ、盆を「タンク」から引き揚げる、然る後死卵を網で掬つて除くのである。

米國の孵化場は主としてストーン氏及びウィードブリー氏の孵化器を使用し、こちらに於ける様にアトキンソン氏解

孵化場技術員移動

孵化場技術員左の通異動あり。

六月十二日厚岸水産會經營尾幌川鮭孵化場技術員荒木要兵衛氏を解任し同時に大丸徳次郎氏を後任技術員として採用認可せらる。

寄贈圖書

(自昭和四年五月一日至同年六月三十日)

日本水政新報 (六月七月號)

鹽水利用の檢卵法に就て

今から約十年ばかり以前米國で食鹽水を利用する鮭鱒の檢卵方法が案出せられた。我國には未だ紹介せられた事がないが、主として米國太平洋にあるイエス・ペー孵化場のバルトリッチと云ふ人の研究によつたもので、其の結果が非常に良いと云ふので間もなく米國殆んど全般に行き亘り西海岸のミネソタ州、ミシガン州の孵化場まで擴まるに至つたと云ふことである。

此の食鹽水利用の檢卵法には如何様な利益があるかと云ふと、従来の檢卵法、即ち死卵を一個づゝ摘み出す方法に比べて、第一、約十倍以上の能率が擧り然も其の結果が極めて完全であつて、第二、食鹽水を使用するので卵を消毒

化器を使用するものは少いので右の食鹽水利用の檢卵法も又ストーン氏及びウィードブリー氏孵化器を使用するものに就てであるから、アトキンソン氏孵化器で利用する場合にあつては「タンク」の大きさ等も自然變へなければならぬ。ただ多少の工夫を凝すことによつて必ず成功するであろうと考へる。

此處に一言申し上げて置き度い事は初め此の濃度の食鹽水を作る事はなく、困難であり、又此の食鹽水を使用して檢卵を續けて行くと卵粒に附着して居る水滴の爲めに段々食鹽水は薄められて行くので始終濃厚な食鹽水を新たに加へなければならぬので可成困難な事ではあるが、少しく熱練すると極めて容易に其の(こつ)を飲込めるものであると云う事である。(齋藤)

會告

一、昭和四年度會費納入方御願

昭和四年度會費なるべく速に御納入下さる様會員各位に御願致します。

二、寄稿歡迎

本會は會員たると否とを問はず鮭鱒孵化事業に關する論

説、資料、文藝は勿論、會員諸君の情報其の他参考となるべき事項大小に關せず御投稿を歓迎致します。奮つて御寄稿を御願ひ致します。(原稿料として薄謝を早します)

三、質疑應答

本會は鮭鱒孵化事業に關する諸種の質問に御答へ致します。御遠慮なく御申出下さい。

四、受託事務

本會は鮭鱒孵化事業に關する各種の設計、鑑定其の他願書類の作成の委託に應じます。料金は左の通りです。

一、鮭鱒族孵化場又は養魚池の設計

鮭鱒人工孵化場一件につき三十圓以上

其の他 一件につき 十圓以上

二、養殖用器具の設計又は鑑定

一件につき 五圓以上

三、養殖用水族の鑑定

一件につき 一圓以上

四、養殖に關する願書類の作成

一件につき 一圓以上

右の他實地調査を要する場合は之れに要する實費を申受けます。

五、廣告引受

本會は會員其の他の方々の御便宜を計る目的を以て左の料金に依つて廣告を御引受致します。御希望の方は本會宛御申込下さい。

廣告料

一頁一回十圓 半頁一回五圓

四分ノ一頁一回二圓五十錢 八分ノ一頁一回一圓二十五錢

尙寫真版入りの場合は右料金の倍額を申受けます。

六、會員募集

孵化事業に關係を有するもので未だ入會して居らない向に對しては會員諸君に於て極力御勧誘の上入會方御盡力を願ひます。

七、孵化場寫真募集

本誌口繪として孵化場又は孵化事業に關係を有する寫真を毎號掲載致し度いと思ひます。御持合の寫真(なるべく原板)御寄贈を願ひます。

鮭鱒孵化用器具ノ

御用命ハ是非!!弊店へ

一、鮭、鱒、鮎、鯉、孵化盆及同枠

一、同孵化槽、受卵器

一、アスファルト(流動)塗料

一、テレピン油、各種染料

一、龜 甲 紗(卵掬用)海綿

一、醫療藥品、工業藥品、高名賣藥

一、山本藥院製劑衛生材料

孵化用器具製作發賣元

父子堂 山本勝見藥舖工作部

札幌市北三條東六丁目(電停前)

電話 二五二七番

番替 小樽三九七八

定 一冊 參拾錢 郵稅貳錢
價 六冊(一ヶ年分)壹圓八拾錢 郵稅不用

昭和四年六月廿五日印刷
昭和四年七月一日發行

札幌市北六條西六丁目二番地
編輯兼發行人 齋 藤 光 雄

札幌市北一條西六丁目一番地
印刷人 大 谷 木 茂

札幌市北一條西六丁目一番地
印刷所 文昭堂印刷所
電話 三、二八五番

札幌市北三條西六丁目

(北海道廳水産課内)

發行所 北海道鮭鱒孵化事業協會

電話 二六三〇(内線五七番)

番替 日座水樽 二一四八番

式一器化解罇鮭

賣販造製

大
林
長
兵
衛

札幌市北四條西七丁目一番地
電話一四五一番